

社会変化に対応する地域戦略

——集落有財産の持続可能な管理と利用のために——

廣川 祐司

1. はじめに

近年、資源の持続可能な管理・利用システムとして、コモンズが注目を集めている。現在、コモンズは多くの学問分野において、多様な定義がなされている。日本においては、多辺田政弘らを中心とする経済学のエントロピー学派の定義、宇沢弘文を中心とする社会的共通資本としての定義、鳥越皓之を中心とする環境社会学の定義、また入会研究の流れをくむ、法社会学分野の定義、そして秋道智彌や菅豊を中心とする人類学・民俗学分野の定義などが存在する。

各学問分野において多様な定義づけがなされているが、本稿では森林社会学者の井上真の定義を採用することとする。なぜなら、井上自身も指摘するように、「(井上の)この定義はさまざまな日本人研究者による定義の最大公約数的な内容だと思っている」(井上[2008: 198])からである。私も学問分野によって、各定義に多少の差はあれ、この井上による定義が、他学問の多くの定義を包括し、コモンズ概念を端的に表現しているように思われる。

したがって、本稿ではコモンズを「地域資源を共同で利用・管理する制度、および利用・管理の対象である資源そのもの」(井上[2004: 50])と定義し、特に森林、漁場、牧草地などの共同利用地やその資源・制度のことを意味するものとする。伝統的コモンズにおいては、地域住民が主体的に資源に関与し、長年にわたり資源の共同管理・利用が行われてきた。このようなコモンズが近年注目を集めているのは、それが持

続可能な形で人間と自然の調和を図ってきたからである。コモンズの意義が再評価される一方で、経済社会の近代化、市場経済の発展、ライフスタイルの変化などによって、自ら山や川、海に入り、食料や燃料を確保するという入会的な慣習を残すコモンズは、現在限りなく少ないだろう。このような自給的な利用とまではいかなくとも、集落によって山林を管理し、木材として売却した利益を集落の為に使用するというコモンズは、現在でも多く存在するが、木材価格の下落によって、山林の管理は放棄され、荒廃している地域が多い。

既存のコモンズ研究によって、コモンズは人間と自然とが調和したシステムであると理解されつつあるにも拘らず、前記したような制度疲労が生じ、有効に機能していない伝統的コモンズが多く散見される。したがって、制度疲労が生じている伝統的コモンズを、いかに現代社会に適応させ有効に機能させていくのかが、今後のコモンズ研究の課題となっている。

既存のコモンズ論では、伝統的コモンズの現代的意義を再評価することで、行き過ぎた市場経済化やグローバル化、近代化を是正するという「対抗するコモンズ」のあり方を模索してきた。しかし、本稿ではコモンズを現代の経済社会の弊害を正すものとして捉えるのではなく、社会の変容に柔軟に適応し、現代的な変容を遂げ地域の発展に寄与する「対応するコモンズ」として捉え、その仕組みを明らかにすることを通じて、制度疲労が生じている伝統的コモンズ

を再び有効に機能できるようにする地域戦略を構築することを目指す。

II. ローカル・コモンズにおける協治戦略(Collaborative Approach)と抵抗戦略(Resistant Approach)

II. 1. コモンズ研究の到達点としての協治戦略

伝統的コモンズは地域住民が資源を自給的かつ排他的に利用し、ローカル・ルールによってその秩序を保ちながら資源管理を行うという、非常に持続可能なシステムであった。しかしグローバル化した市場経済システムが生活に深く浸透している現代社会において、伝統的コモンズへそのままの形で回帰しようとすることは、制度疲労を起している現状を鑑みると非現実的である。

したがって、今後のコモンズ研究においては、閉鎖性を有する伝統的コモンズが、外部社会からの影響に対し、どのような対策をとり、どのような関係性を構築していくべきかを考慮する必要がある。伝統的コモンズの有する「自給的機能、環境保全的機能、地域財源機能、弱者救済機能」(三俣[2009: 268])を保ちつつ、様々な社会変化に対し有効な地域戦略を模索しなくてはならない。

その1つとして、井上[2004=2009]は、「中央政府、地方自治体、住民、企業、NGO・NPO、地球市民などさまざまな主体(利害関係者)が協働(コラボレーション)して資源管理を行う仕組み」である「協治戦略」を提唱している。「協治」は地域住民だけでなく外部アクターも含めた形での協働を念頭におく「開かれた地元主義」(井上[2004])⁽¹⁾のもと、意思決定に関しては、地域資源への関りの深さに応じた発言権を有する「かかわり主義」(井上[2004])に基づく合意形成を理念とする。さらに井上は協治論の創生に向け、理論面・制度面からの研究を進め、Ostrom(1990)の8つの「設計原理(design

principle)」を参考に、「応関原則」などを含む10の「協治原則」を提示し、「協治の設計指針」(井上[2009])を明らかにしている。しかし、井上[2009: 21]自身も指摘するように、「協治」は「あくまでもプロトタイプ」であり、今後「適用可能性および実現可能性を検討し、修正を施す必要がある」というように、未だ実験的なものであって、今後目指すべき理想的なモデルとしての意味合いが強い。

II. 2. 協治を補完する抵抗戦略

日本のコモンズ論を牽引するもう1人の論者である三俣学は、「協治を進めることが望ましいがそれがきわめて困難あるいは不可能な事例についての分析から協治の前提条件を破壊する外部主体にどう対応すべきか」(三俣・齋藤[2010: 151])という問題提起を行っている。つまり、協治は「地元住民であれ、外部者であれ、かかわりをもつ各主体は環境資源の持続的利用や管理に向けて協動的・協業的行動をとる、という前提条件が満たされなければならない」(三俣・齋藤[2010: 168])とし、外部主体の中には、コモンズ(制度・資源・組織)を崩壊・衰退させる意図を有する主体もおり、そのような場合、そもそも協治は成り立たないと三俣らは主張する。

平成の大合併に伴う合併後の「新たな市」の干渉による財産区の機能不全(三俣・齋藤[2010])、原子力発電所建設に伴う入会権や共同漁業権の侵害(室田[2008], 三輪[2009b])、入会権を根拠に産業廃棄物処理場建設に対し抵抗した事例(三輪[2009a])などの具体例のように、コモンズと外部主体との間に大きな「権力や資本力の非対称性」が見られながらも、様々な手法によって、現存するコモンズを維持していこうと抵抗するケースも多い。そのため三俣ら[2010]は、「コモンズを(1)崩壊・衰退させる明確な意図を持つコモンズ外部者、ないしは(2)結果

として「前提条件」を崩すことを導くコモンズ外部者に対し、さまざまな主体のエンパワメントを得つつ、コモンズの成員が自らの正当性を明示することで、それら外部者に抵抗し、コモンズを守る戦略」として「抵抗戦略」を提唱した。このような考え方は、従来のコモンズ論を踏襲した、行き過ぎた市場経済化やグローバル化、近代化を是正するという「対抗するコモンズ」の取るべき戦略であろう。

井上は今後目指すべく、「新たなコモンズ」の生成に向けて「協治戦略」を提唱したのに対し、三俣らは現存するコモンズが全て協治戦略を用い、「新たなコモンズ」に変容することができない実情が地域には山積していることを、的確に描きだしている。

II. 3. 第3の地域戦略としての「対応戦略 (Adjustive Approach)」

このように、「井上の協治戦略」と「三俣らの抵抗戦略」は、ともに閉鎖的な伝統的コモンズが外部社会からの影響に対し、いかなる対策を取るべきか、という手法を提示する共通性はあるが、その手法に関してはあまりにも対照的である。閉鎖的な伝統的コモンズの戦略として、井上は住民の主権を奪わない範囲において「開く」ことを主張し、三俣らはその閉鎖性を「より強固なもの」にし、コモンズ内部で結束することによって、外圧に抵抗しようという主張である。両者はともに極端なケースを想定しており、かたや今後目指すべきコモンズの将来像を提示し、「理想主義的コモンズ」を描き、かたや悲劇的な事例をもとに、極めて「現実主義的コモンズ」を描き出している。

民法学者の鈴木龍也[2010]は三俣らの提唱する抵抗戦略に対し、大規模資本の民間企業や国家・地方自治体など「明確に抵抗する主体が存在し得る場合にしか有効に機能しないという重大な限定がある点に注意するべきである」と

指摘した。つまり、三俣らの提起する「抵抗戦略」は極めて有効な手法の1つではあるが、限定的な戦略であり、コモンズ衰退・崩壊の要因を区別し、いかなる形態において有効なのかということを示す必要がある。鈴木はコモンズの衰退・崩壊の要因として、①商品経済の浸透、近代法的関係の浸透、生産様式・生活様式の変化などに伴う「コモンズの原理・価値原理の衰退・消滅」、②過疎化などに伴う「コモンズ集団自体の衰退・消滅」、③国家政策などによる国有化や公有化によるコモンズの衰退・消滅、④開発によるコモンズの衰退・消滅に区分し、①と②を「内部的要因による衰退・消滅」、③と④を「外部からの侵害による衰退・消滅」と区別した。その上で、三俣らの主張する抵抗戦略では、①や②のようなコモンズ内部の要因によるコモンズの衰退・消滅には抵抗できないと主張した。

現代社会においては、鈴木の示す①や②のような「コモンズの内部的要因によるコモンズの衰退」が、日本を含む先進国においては多く存在するのではないだろうか。そこで本稿では、協治戦略や抵抗戦略のように地域の環境資源に対して、功罪のある明確な外部主体は存在しないが、少しずつ着実に衰退していく状況にある伝統的コモンズに対して、有効な戦略を構築することを目指す。

その戦略は様々な社会変化によるコモンズ内部への影響に対し、協治戦略のように地元住民が「主体的」に外部者と協業し新たなコモンズを模索する(開く)ものではないし、抵抗戦略のように外圧に対し明確に抵抗(より閉じて団結)を試みるものでもない。外部社会の変化に伴う影響をある種恭順的に受け入れ、その影響のもたらす害悪を最小限にとどめることができるようにコモンズの内部社会の制度を一部最低限変革することによって、コモンズが機能不全とならないように、外部の経済・社会変化に「対応

するコモンズ」^②へと変容させようとする戦略である。このような戦略を本稿では「対応戦略(Adjustive approach)」とする(表1)。以下、具体的事例を考察することによって、対応戦略の実態を明らかにする。

III. 変容する伝統的コモンズ：静岡県伊東市池区の事例をもとに

III. 1. 伊東市池区の概要

池区は静岡県の伊豆半島東海岸に位置する温泉観光都市、伊東市の1行政区である(図1)。歴史的には自然村としての池村を起源とし、現在なお数多くの集落有財産が存在する。池区周辺部は昭和30年代頃から観光開発や別荘地開発が行われ、新たな宅地造成が進んだ。現在は「池」地番となっているが、池区の活動には参加しない別荘地の住民も多く存在する。そのため、伊東市が公開する行政情報としての「池」の住民は、世帯数651戸、人口1,402人(2010年4月30日現在)であるが、池区の自治活動に参加する住民が「池区民」として認識しているのは、世帯数193戸、人口約500人^③である。「池」の住民は池地番に住む住民であり、別荘地など

新たに開発された地区の新規住民も含む。一方、「池区民」は旧来の池集落に在住し、池区の活動に参加し、区費を納めている住民のことを指す。つまり、「池区民」とは旧村以来の集落有財産の権利者であり、いわば入会団体としての側面を有している。「池区民」は現在でも山林・原野・茅場などの多くの集落有財産の権利者であり、「池区民」の象徴的な財産はもともと茅場として利用していた入会山の「大室山」である。その「大室山」を「池区民」は現代的制度を用い、機能不全に陥っていた「伝統的コモンズ」を「対応するコモンズ」へと再生させようとしている。

III. 2. 衰退する池区のコモンズ

池集落は歴史的に、農耕には適さない劣等地が多かったため、入会地から木材を切り出して、炭焼きを生業とする者が多くいた。炭は池集落の重要な収入源であり、商品として広く売買されていた。そのため、多くの炭俵が必要であり、またそれを運搬するための家畜の飼料として稗が必要である。茅は炭俵の材料として、稗として、また農耕の際の肥料として広く利用されて

表1 各戦略の差異とその対比

	抵抗戦略	対応戦略	協治戦略
外部からのインパクトへの対処方法	外部に対して抵抗することによってコモンズを維持。(外部者の排除、より強固に閉じる)	所与のものと認識し、外部インパクトに適した形へ内部を変化。 (恭順的対応)	外部と一緒に積極的変革をし、コモンズを維持していく。(外部者と協働、可能な限り開く)
外部者の位置づけ	悪意を有する外部者 に対し、コモンズ維持のための抵抗する戦略。	具体的外部者が不在。抵抗も協業もできない場合の戦略。	善意の外部者 との「開かれた地元主義」に基づき協業する戦略。
望ましい結果	外部者に対し、妥協を求め、柔軟な対応を望む。内部でより強固な団結を誘発させる。	外部インパクトを恭順的に受け入れ、その枠組み内でコモンズを順応させる。	外部者とともに、外部社会に適した新たなコモンズを形成。

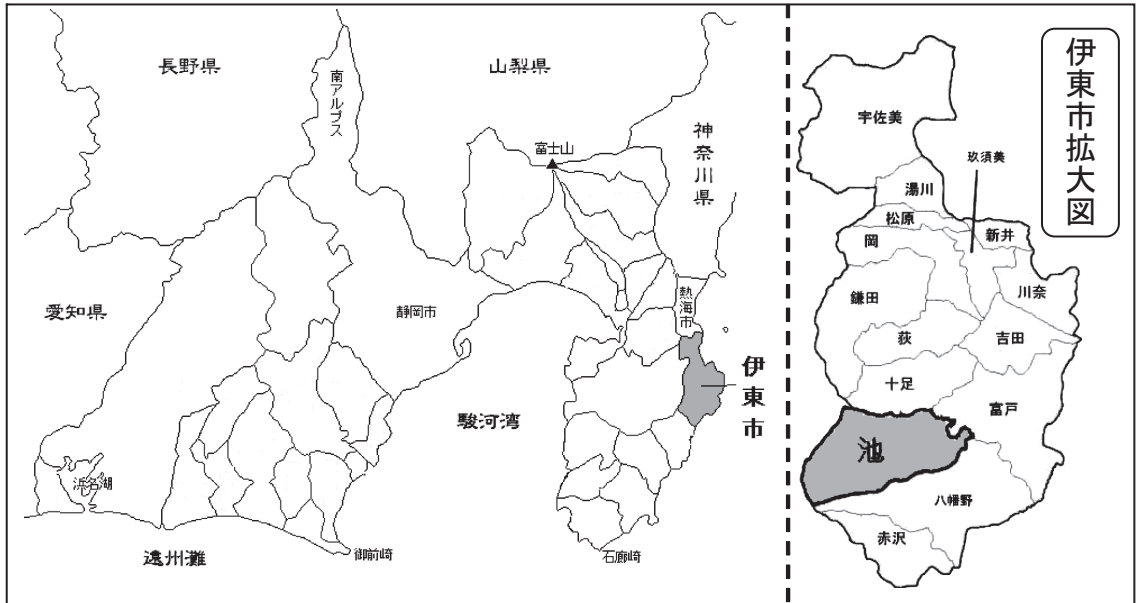


図1 静岡県伊東市における池区の位置(著者作成)

いた。さらに当時は、茅葺き屋根が一般的であるため、広大な茅場はまさに池集落の財産であったといえる。大室山もその茅場の1つであり、入会山として重要な機能を果たしていた。

しかし、経済社会の近代化の中で、燃料革命が生じ炭(木材)は石油に代替され、茅葺き屋根は瓦屋根やトタン屋根、コンクリートに代替されている。また、飼料や肥料も輸入される安価な合成飼料や化学肥料に代替されている。このように現在、茅の資源価値は大きく低下しているのである。池区民は昭和30年代に入り、徐々に茅を利用する者がいなくなり、大室山は少数の池区民が山菜を採取する程度の利用となった。一方で、茅だけでなく、入会林野から切り出される木材も輸入材の流入により競合することで、木材価格が著しく低下し、池区民による共同造林事業なども行われなくなってしまった。その結果、山林の管理も滞り始めていた。

同時期に日本では高度経済成長期に入り、全国的に土地開発ブームが起こった。その潮流は池区周辺にもおよび、池区民は利用されなく

なった入会地の一部を売却するため、入会権の権利者を明確にし、権利関係の整理に努めた。そして入会権者の内、当時の区の役員3名の記名共有として登記を行った。その後、入会地であった大室山周辺部の岩室山を1957(昭和32)年に30町歩、立洞の土地を1961(昭和36)年に8反歩、上野の土地を1963(昭和38)年に100町歩、中野の土地を同じく1963(昭和38)年に8町9反歩を売却している(池郷土史編集委員会編[1985: 80])。売却地の多くが別荘地として開発され、岩室山の一部には、伊豆シャボテン公園というレジャー施設がつくられた。伊豆シャボテン公園では、「地元優先で池区民を採用し、当時25人位が就職したときいている。炭焼きも下火となり、日雇い仕事などが中心だった地元からは大いに喜ばれたという」(池郷土誌研究委員会編[2004: 235])。

III. 3. 集落有財産の新たな管理・利用の方法

1955(昭和34)年10月に伊豆シャボテン公園が開園し、池周辺にも多くの観光客でにぎわうよ

うになった。観光客の中には、茅場として良好な景観を有する大室山に無断で登る者もあり、大室山の斜面が崩れ、山の形が変化してしまうという問題が生じた⁽⁴⁾。池区民の中には、大室山へ登山したい観光客のガイド役をやる者も出始め、観光客からガイド料を徴収することによって臨時収入とする者もいた。次第に池区民の中でガイド収益を得る者が増加し、池区では大室山を観光資源として利用できるのではないかと考えるようになった。

1961(昭和40)年2月25日に池区民の出資によって、「池観光開発株式会社」が設立され、登山リフト事業を中心とする営業を開始した。池区民の出資金は、主として入会地であった総有財産を売却した時の資金によってまかなわれている。池区民によって設立された「(株)池観光開発」の狙いは功を奏し、近年では年間約5000万円の純利益(収益から経費や税金を差し引いた額)がある。収益の内、経費として人件費や管理費などの他、毎年数百万円が大室山の修繕や保全費用(山焼きの費用の一部)に充てられ、約2,000万円は地代として地権者に支払われている。

大室山の地権者は、「池総有財産管理会」という団体であり、構成員は池区民とほぼ一致する。入会地を整理した際に、土地売却のため形式的に当時の区の役員3名の名義で登記したが、記名共有という仕組みは世代交代を続けるうちに、集落全体の総有財産ではなく、共有者の土地であるという誤認が生じる可能性がある⁽⁵⁾。そのため、池区では「権利能力なき社団」という形態をとり、「池総有財産管理会」という名称にすることで、共有者3名の土地ではなく、集落の総有財産であることを明示した。また、共有者3名は、「本件土地の権利はわれら3名のものでなく、池集落全体の権利・財産である」旨の念書を作成したという。

「権利能力なき社団」とするためには、①団

体としての組織を備え、②多数決の原則が行われ、③構成員の変更にもかかわらず団体が存続し、④その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していることを要する(福地[1965], 星野[1979])。「池総有財産管理会」ではこれらの成立要件を全て満たすために、規約を作り、その規約を補完するための新たなローカル・ルールも策定した。その結果、池区民は形式的に入会権者集団から、権利能力なき社団に変容することによって、総有財産の管理主体として機能し続けている。

このように「生活の総体」としての入会団体から、総有財産の利用は「(株)池観光開発」が行い、管理は「池総有財産管理会」が行うという機能分化を意図的に行っている。このような形態をとらざるを得なかったのは、入会権者集団のままでは、(1)全員一致原則などの適用を受け、利用されなくなった入会地の処分が容易にはできず、(2)登山リフトの設置・営業や地代収入の確保・処理などの大規模な経済事業が行いにくいという性質を入会制度は有しているからである。

権利能力なき社団として財産を保有し管理することは、「近代的個人法に同化され、商品取引の法律関係に対する適合性を増す」(福地[1965])のである。福地[1965]は権利能力なき社団の法的解釈において、「一面では、団体の独自性があり、したがってその事業財産も団体のものであると観念され、団体の名において取得・処分され得るが、他面では団体と成員との分裂(団体の抽象化の完成)が無い場合、あたかも前近代的団体たる共同体の所有関係のように、団体財産に対する何らかの形における成員の権利もまた存在する場合がある」とし、「いわば、全体権と個別権とが組織的に結合しているのである」と主張する。まさに「池総有財産管理会」とはそのような団体であり、近代法的解釈

による正当性の付与も得られつつ、一方で既存のコモンズを実態のままに維持できる手法であるといえる。

III. 4. 伝統的コモンズにおける在地の法技術

総有財産である茅場(大室山)が観光資源として資源価値を回復させてきたこと、またその利用・管理の主体が入会権者集団から「株式会社」と「権利能力なき社団」とに変化したことを前述した。しかし、それだけでは、コモンズが再生したとはいえない。反対に伝統的コモンズを解体し、新たな団体として総有財産を管理・利用しているにすぎず、すでにコモンズではないのではないかという疑問が生じるであろう。

三俣[2008]は、日本のコモンズに関し入会林野を例にとり、「木材売却収益を私的分割するのではなく、共益増進の方向で用い、地域の社会資本・制度資本だけでなく森林そのものの保全に寄与し、その結果、福祉をはじめ、地域固有の伝統・文化を育んできた」として評価し、伝統的コモンズの現代的意義が再考されつつあると論じている。このような意味においては、池区の事例も集落営株式会社によって得られた収益を集落全体のために使用し、地域の環境・文化・福祉などに寄与しており、まさしく「コモンズ」であるといえる。

また、(株)池観光開発の組織自体もコモンズ的であるといえる。民俗学者の菅豊は、日本のコモンズの特徴を「コミュニティ型コモンズ」(菅[2009])と指摘するように、日本の伝統的コモンズは強固な共同意識を有し、特定の規定された空間内に居住している者を主体として構成されている。集落のローカル・ルールを順守しないような「よそ者」は、できる限り排除したいという意識が伝統的コモンズには確かに存在する。池区のコモンズにも、このような住民の意識が確かに存在する。このような意識は市民

社会的価値観とは相反する考え方と思われるかもしれないが、メンバーシップを特定することで、コモンズの諸機能は最大限の効力を発するのである。

(株)池観光開発は、株式会社という制度を採用しているため、「会社法」の適用を受ける。この会社法には「非公開会社(大野[2008], 大野編[2010])」または「閉鎖的会社(酒巻[1973])」という形態が認められている。会社法第2条5号により「公開会社」とは、「その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社」と定められている。この規定の反対解釈として「株式の譲渡に際し、株式会社の承認を要する旨の定款が設けられている会社」を「非公開会社」または「閉鎖的会社」と呼び、実際に設立が認められている。また会社法では「譲渡制限株式」の定義規定があり、「株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう」(会社法第2条17号)とされ、実際に「非公開会社」の設立が可能となっている。「非公開会社」は別名「譲渡制限株式会社」ともいわれ、(株)池観光開発ではこの株式会社の特殊形態を用いることによって、「よそ者」が権利者になりにくい仕組みになっている。

酒巻[1973]によれば、「非公開会社」または「閉鎖的会社」というものは、「門戸を鎖し第三者の会社への加入を排除せんとする社員の意思」のある会社のことであり、「このような意思は基本的に会社の株式または持分の譲渡を制限しようとする」と指摘する。したがって、池区のように株式の流出を防ぎ、メンバーシップを特定できるようにしたいコモンズとは極めて高い親和性があり、現代社会に対応しようとする際に、導入しやすい法制度の1つであるよう

に思われる。

さらに、「非公開会社」制度を採用する場合は、会社の定款にその旨を定めなければならず(会社法107条2項1号)、多くの場合取締役会での承認を得なければ株式の譲渡は行えないことになっている。(株)池観光開発も同様の定款を有している。(株)池観光開発の取締役の選出方法には、在地の知が十分発揮されており、社長と常務の他に、各町内から推薦された6名⁶⁾を加え、計8名で取締役会を構成している。この8人が株主総会で承認され、正式に取締役となる。池区民は必ずどこかの町内会に属しているため、株式の譲渡に関する議題が(株)池観光開発の取締役会にあげられた場合、全池区民の総意が取締役会の議決として効力を発し、株式の外部流失を防ぐ効果がある。

本事例に関して言えば「株式」というものが非常に重要となる。なぜなら、株式の保持は大室山(旧入会山)をどのように管理・利用していくかを話し合う際に、大きな発言権を持つことになるからである。現在、(株)池観光開発の株主は池区民のみの構成になっているが、仮に株式が多量に不特定多数の人々に拡散していく事態となれば、総有財産の象徴である大室山が観光開発業者や大資本企業などによって支配されることが起こりうる。この点については、株式会社をコモنزの主体として論じる上で、最も考慮しなければならない点である。

株式の流出は、これまで先祖代々数百年に渡って管理・利用してきた総有財産の権利を失うことを意味する。株式会社制度の導入という現代的手法を用いることによって生じる悪影響を最小限にとどめるために、池区では新たなローカル・ルール策定によって、株式流出の阻止という点を強化している。第1段階として、(株)池観光開発の株式は、「池総有財産管理会」の権利者でなければ取得できないとする規約の存在である。このローカル・ルールは直接的な

法的根拠には乏しいが、前記したように会社法の規定により取締役会での承認がなければ株式譲渡ができないため、池区民がこのローカル・ルールを認識してさえいれば、取締役会において「池総有財産管理会」の権利者以外に株式を譲渡することを承認することは無いだろう。

さらに第2段階として、「池総有財産管理会」の権利者となるためには、未来永劫池区内に居住する意思がある者、かつ父母のどちらか一方が池の出身者であることが「池総有財産管理会」の規約に定められている。また権利者は3か月間池区を離れると、「池総有財産管理会」の権利を失うという規定もある。「池総有財産管理会」の権利者でなければ、(株)池観光開発の株主になれないため、転出者などの株式は「池総有財産管理会」が買い取るようになっている。したがって、必然的に入会権の原則の1つである「離村失権」が保たれており、この場合においても株式の外部流出は避けられる可能性が高い。総有財産を管理・利用し続ける根拠として、「入会権」に代わる「株式制度」を導入し、(株)池観光開発の「株主総会」は、いわばかつての「寄合」である。このように、池区では古くからの慣習や権利を現代的な制度を利用しつつ維持しているのである。

III. 5. 再生する伝統的コモنز：池システムの構築

大室山は土壌の性質上、非常に崩れやすい。山のかたちや良好な茅場としての景観を維持するためには、毎年山の修繕や山焼きを行う必要がある。大室山の保全については、(株)池観光開発の経費として毎年約300万円が支出される。直接的に山の修繕費として用いられることはもちろんのこと、毎年開催される「大室山の山焼き」の費用としてもその一部が用いられる。「大室山の山焼き」は池区民が関係する池区役員や(株)池観光開発、池総有財産管理会、消防

団、婦人会、伊豆シャボテン公園などの様々な団体によって構成される「大室山山焼き保存会」が主体となって毎年2月の第2日曜日に開催する。この行事はいわば池区民総出の慣習的行事であり、700年続けられているという口述伝承がある。また、(株)池観光開発の収益の内、約2,000万円は、「池総有財産管理会」に地代として支払われる。「池総有財産管理会」が地代として得た収益の3分の1(約700万円)は、所有する総有財産の「山林管理費」として「池区」に支払われている。池区の役員は道普請や集落内に流れる小さな川の土手整備などの作業を行い、参加できない者からは不参金をとる慣習も現存している。山林管理費として池区が得た収入は、山林管理だけでなく、池区内で行われる様々な行事に対して使用されている。老人会や婦人会への活動費の一部補填、集落の祭事費用への助成、集落の氏神を祭る神社を管理する氏子組織の活動費の補填など、池区の活動は池区民の日常生活を支える仕組みになっている。その他、地域文化の維持継承といった観点からも、(株)池観光開発・池総有財産管理会・池区の関係性は評価できる(図2)。

また現代社会においてはコミュニティの連帯感が極めて薄く、地域への関心も薄い住民が増えている。日本的なコモンズの特徴はまさしく「コミュニティ型」であるため、強固な共同意識を有し、協調的行動をとるコミュニティの存在がコモンズを維持するためには必要不可欠である。しかし、全国的に町内会などの役員は、なり手がおらず同じ人が何期にも渡って、その職を務めるという話は一般的である。区長などの手当ては法令(条例)によって定められており、仕事量や課せられる責任の割にその報酬は極めて低く、自ら進んで役職を務めようとするインセンティブは低い。

地方自治体の基部組織として、必要最小限の活動しかしらない区長も全国的に多い中、池区の

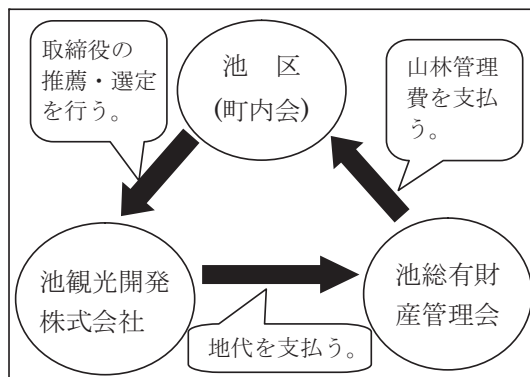


図2 「池システム」の関連図

区長は地域のために精力的に活動している。池区は総有財産を利用することで独自の地域財源を確保し、地方自治体の基部組織ではなく、自立した自治組織としての機能を十分果たしている。通常、他地域では地方自治体のことを指して行政と呼ぶのに対し、池区民は「池区」のことを「行政」と呼ぶ。これは「池区」が自立した自治組織であることを物語っている。

池区長が非常に多忙な区長の職務に専念できるのは、互助の精神が制度的に構築され、生活が保障されているためである。(株)池観光開発の社長は、現在池区の区長が務めている。会社の定款では、会社法に則り取締役会の決議として社長を選任することになっている。しかし、実質的には、過去を見ても歴代の池区長が会社の社長を兼ねることが、慣例となっているようである。

区長は外部(市や県、その他のステークホルダーなど)との折衝や、集落経営の舵取り、集落内の相談役、集落行事の責任者など集落内の公共的仕事を一手に引き受け、自分の仕事(所得を得るための労働)に専念することができないことが多い。その結果、所得が減り生活が苦しくなることが想定されるが、その所得を補填しているのが、会社の社長としての収入である。社長といっても非常勤のため、多額の役員報酬

を手にしているわけではないが、区の公共的活動に専念できるだけの所得保障にはなっているという。池区民のために活発に活動する区長の姿は、「あれだけ大変な仕事をしているのだから、協力しなければならない」という思いを池区民に想起させ、池区の連帯感を生み出す要因の1つになっている。

IV. 考察

IV.1. 外部社会の変化によって生じる、コモングの内部的要因によるコモングの衰退

コモングが衰退・崩壊する要因として、鈴木[2010]は、「内部的な要因」と「外部からの侵害による要因」が考えられると主張したことはすでに述べた。本稿では主として、外部社会の変化によって生じる「内部的な要因によって衰退するコモング」について考察する。特に「コモング的原理・価値原理の衰退・消滅」を生じさせる(1)経済社会の近代化、グローバル化による要因と(2)近代法的関係の浸透による要因における地域の「対応戦略」を論じるものとする。さらに、もう一つの内部的要因である、「コモング集団の衰退・消滅」を生じさせる(3)コモングの担い手不足という衰退要因に対する「対応戦略」も本章において論じるものとする。

IV.2. (1)経済社会の近代化、グローバル化により衰退する伝統的コモングの「対応戦略」

池区では歴史的に炭や茅、木材などの生産を生業として営んできた。その生業が、経済社会の近代化によって、炭は燃料としての価値が下落し、茅は資源として利用されなくなってしまった。また、グローバル化の影響により、安価な輸入材に代替され、集落による共同造林事業などが停滞し、池区のコモングは衰退の一途をたどることになる。

池区では周辺部への土地開発ブームや観光客の増加という社会変化に対して、地域の環境資

源を保全しつつ、観光資源として新たな価値づけを行うことによって、この危機を乗り越えた。集落全体で独自の地域開発を行い、広大な入会地の内、集落から遠い一部の土地を売却し、その資金を元手に、観光リフトの設置や観光開発事業を展開した。資源浪費的・環境破壊的な大規模開発ではなく、大室山の茅場として良好な景観や、大変崩れやすいという土壌の性質を最大限考慮した地域開発を自らの手で行ったのである。

また、入会権者集団は団体性というものが認められておらず、あくまで権利主体は個人となる。個人では小規模な商取引は行えたとしても、多額な経済取引や大規模な経済事業はなかなか行うことができない。このような地域開発や観光リフトの設置という大規模な経済事業を行うことができたのも、「株式会社」制度を利用し、(株)池観光開発を池区のコモングの新たな担い手としたからである。

このようなコモング内部の組織変化は、近代化する経済社会において、地域の環境資源を活用するための経済団体としての側面を整え、社会に適合する形態へとコモングの内部を変革させる戦略である。この戦略は、抵抗戦略のように抵抗するための明確な外部者はおらず、経済社会の近代化、グローバル化を所与のものとして認識し、その制度に合う形にコモング自体を変革するものである。しかしその際に、可能な限り現存するコモングの実態を残存させつつ、地域の環境資源や伝統・文化、コミュニティ(弱者救済)を維持できるものでなければならない。

また、池区では協治戦略のように外部主体と主体的に協業を目指すような志向は持っていない。池システムには株式の流出をできるだけ避け、地域の環境資源の管理・利用方法について、「よそ者」の影響力をできるだけ排除しようという意図がある。また、池システムを持続

的なものにするためには、「観光客」という外部主体の存在が極めて重要である。しかし、その外部主体も大室山へ観光サービスを楽しむに
くる単発的な消費者であり、地域の環境資源に対し持続的に関与し続けようとする思いは無い。従って、本事例を協治戦略とするのは、不適格であろう。

IV. 3. (2) 「近代法的関係の浸透」における地域の「対応戦略」

次に問題となるのが、「近代法的関係の浸透」(鈴木[2010])である。特に池区のように周辺が新たに宅地造成されたような地域では、都市部から新たな住民が流入してきており、伝統的な
コモنزの歴史性や実態を理解し得ない者も多い。嶋田(2008)は「新住民の流入に対し、地域の様々な規約を順守し参加したい者については、メンバーとして受け入れ、一方伝統的コモنزなどに関心の薄い新住民に対しては、住み分けを行う」という対策を講じていることを、京都市の山国地区の事例をもとに検証している。

また、コモنزの内部集団に対しては、市民感覚で理解できるような説明が求められ、透明性・公平性を有していることが望まれる。池地番に住む住民でありながら、「池区民」ではない別荘地に住む新住民は、池区の活動にはあまり関与しない。池区の活動は独自に区費が徴収され、それが集落の氏子組織や婦人会、消防団などの活動費の一部となるのだが、池区の区費は伊東市の他地区と比較しても極めて安い。他地区が月額500円～1,000円(年間6,000円～12,000円)なのに対し、池区では月額350円(年間4,200円)である。これは総有財産から得られた収入が実質的に、池区民の福祉向上に用いられているということである。安価な区費、そして池区民以外の入山を禁止している大室山の管理の権限、総有財産から得られるメリットを排他的に享受している点など、池区民であるから

こそ受けることができるメリットの正当性(レジティマシー)をいかに得て、外部社会の承認を得られるかが重要な課題である。

三俣らの提唱する「抵抗戦略」の事例地は、愛知県豊田市の稲武という地区である。平成の大合併によって「稲武町」から「豊田市」になったことにより、これまで行っていた財産区の独自の事業が、豊田市によって制限され、柔軟な地域自治が行えなくなってしまったために生じた紛争である。地方自治法上の財産区である稲武の財産区は、もちろん地方自治法の適用を受ける。そこには、「財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわれないように努めなければならない」(地方自治法第296条の5)という文言があり、豊田市は市内の他の地域には無い特別なメリットを稲武の地域住民は享受しているとして、豊田市の「一体性」を損なっているとの理由から、財産区収益の用途を制限してきたのである⁽⁷⁾。豊田市は市民オンブズマンの活動が非常に活発であり、いち早く近代法的関係が浸透し、発展した地域であるといえる。稲武の事例はまさに「近代法的関係の浸透」による、「市民的解釈」と「歴史性を有する前近代的解釈」が対立した構造となっている。

池区では「近代法的関係性の浸透」した社会に対応した法制度を利用し、集落営株式会社と総有財産管理会という団体を設立した。そして、株式会社制度を利用することによって生じるリスクを新たなローカル・ルールの策定によって、最小限にとどめている。それは、取締役の推薦を池区民が行うことによる取締役会への影響力の行使、または「池総有財産管理会」の権利者でなければ「株主」にはなれないとする点である。池区民は必ず各地区の町内会に加入しているため、池区民の総意が(株)池観光開発に

反映され、従前通りのコモンズの実態を維持することができている。地権者である「池総有財産管理会」が、その地域環境資源を排他的に管理・利用するのは、現代の所有権制度にそくして考えても適当であるし、「池総有財産管理会」と「(株)池観光開発」が借地契約や利用協定を締結し、その契約に基づいて「(株)池観光開発」が経済活動を営むことも適当であると思われる。このように、既存のコモンズの実態を「近代法的関係性の浸透」した社会に適した形態へと変容させ、社会変化に対応した制度設計をしなければならないであろう。

井上の協治論には、「市民社会論的含意」があると主張されている(井上[2009])が、池区は井上のいうような市民社会に適合しようと作り上げた、新たなコモンズではなく、市民社会的価値観で説明のつく、または市民社会に承認され得る、池区の歴史性を有した「既存のコモンズ」の在り方を提示しているのである。なぜなら、「総有財産管理会の権利者となるためには、未来永劫池区内に居住する意思がある者、かつ父母のどちらか一方が池の出身者であること」という「池総有財産管理会」の規約や、「町内会から会社(民間企業)の取締役を選出する」ということは、市民的感覚からすれば、非常に違和感があるからである。これらは池区のコモンズの実態を維持するために作られた、コモンズ内部のルールであるから良いが、外部社会に対し正当性の承認を得るための説得材料としては、いささか不適格のように思われる。

このように現代社会に存在するコモンズは、市民社会的価値観や近代法との齟齬によって生じる批判を、外部社会から受ける可能性が極めて高い。その際にその集落がいかなる正当性を得られるのか、その正当性があることを説明するためのツールをいかに用意できるのかが、コモンズを維持・再生させるためのカギとなる。

池区のコモンズは、抵抗戦略のようにコモン

ズ内部での結束をより強固なものとし(より閉じて)、歴史的正当性、伝統的コモンズの実態を根拠に法的手段も含め様々な抵抗を試みるものでもなく、近代法的関係性の浸透した「市民」の市民社会的価値観に基づいた、新たなコモンズを作り上げてく、協治戦略でもない。

かつての「伝統的コモンズ」は、共同して木材生産を行ったり、キノコや山菜の販売を行ったりするような経済主体でもあり、かたや地域の環境資源を持続的に利用できるようにするための管理主体でもあった。その中で、地域の実情に即した様々な独自の文化や伝統が維持・継承されてきたのであり、まさしく「生活の総体」として機能していた。しかし、「池区民」が入会権者集団の側面を有しているからといって、「池区」が伝統的コモンズを維持すべく「生活の総体」となることは不可能である。池区は伊東市の行政区の1つであり、大室山の観光リフト事業というような営利事業を行うのは無理であろうし、「池区」の名前では総有財産の登記も行えず財産の管理主体にもなり得ない。したがって、「生活の総体」としての様々な機能を分化し、その機能に最も適した「組織・団体」を現行法に則って設立することも有効な選択肢なのであろう。

自治のために、地域財源の確保を目指し「株式会社」を設立して経済事業(営利事業)を行う。また地域環境資源という集落有財産の財産管理を行うために、「社団」を設立する。そして、地域コミュニティ活動や祭事などの文化的事業、地域の公共的インフラ整備事業に関しては「池区(行政)」が行う。そして、その3団体間を強固なネットワークでつなぎ、あたかも1つの団体であるかのようなシステムを作り上げる。これによって、機能別分化した3つの団体が、「生活の総体」としての機能を果たすことが可能になる。

このような対応策は、まさに「近代法的関係

の浸透」によって、入会権者集団が「生活の総体」として、現代社会では十分有効に機能し得ない状況にあり、現代社会においてコモンズを再生するためには、いかに「生活の総体」を担保するシステムづくりができるかにかかっている。このような視点からすると、池区の事例は、「近代法的関係の浸透」した社会に適応し、コモンズ内部を柔軟に変化させているといえる。

IV. 4. (3)コモンズの担い手不足によるコモンズの衰退に対する地域の「対応戦略」

また「近代法的関係の浸透」は、コモンズ集団の弱体化を引き起こす要因の1つにもなっている。「近代法的関係の浸透」には、協働や抵抗をするべく明確な外部主体は存在せず、「協治戦略」や「抵抗戦略」をとることは不可能である。しかしながら、前近代的なシステムのまま伝統的コモンズを維持し続けようとするれば、その歪みは次第にコモンズを衰退させる要因となりかねない。なぜなら、農山漁村における伝統的なコモンズであっても、集落内の自給的経済で生活しているものは限りなく少なく、現代社会では外部社会からの影響を必ず受けている。その影響には濃淡があり、三俣らの事例とする稲武のように急激にコモンズが衰退・崩壊の危機に瀕するものもあれば、じわじわと浸透し着実にコモンズの自治力を弱体化させるものもあるだろう。

「個」を主体とする近代法の関係性が浸透し、「集団」として機能する伝統的コモンズの歴史性や正当性などを理解しない人、または理解できない人が増加している。「近代法的関係の浸透」がじわじわとコモンズの弱体化を進めるといえるのは、新たにその集落に入ってくる新住民や、都市民が、伝統的コモンズの実態を理解できず、伝統的コモンズに関与しようとしなため、コモンズの担い手不足という問題を生じさせるためである。

前述したが、池区では良好な茅場を維持するため、また入会慣行として山菜などを採集する池区民のため、「大室山の山焼き」を毎年行っている。この700年間続けられてきたとされる池区の伝統的行事を維持するためには、多くの人手と費用が必要となる。大室山の山焼きは、観光客も参加でき、2010年より点火するための松明^{たいまつ}を1本500円で観光客に販売している。全国的に野焼きや山焼きは、担い手がおらず、近隣集落の高齢者が多く参加することによって維持されている。そのような茅場・草原が多く存在する中、大室山は「山焼き」という伝統的行事を1つの観光事業とし、娯楽化している。その結果、観光客によって、山焼きを行う際の人手や費用を賄うことができ、伝統的行事を継続することができている。伝統的コモンズの慣行行事の中には、コモンズの構成員に大きな負担を強いるものも少なくない。日常生活の必需品として利用価値が低下した茅のような資源は、真っ先に放棄されるものであろう。しかし、コモンズを管理する行為自体が、都市民にとっては非常に稀有な行為であり、魅力的なものである可能性も大いにある。民俗学者の菅[2006]が示すように、「コモンズを楽しむ」ことによって、コモンズが維持されていることが往々にしてある。

この大室山の山焼きに参加する観光客は、井上の協治論が想定するような、地域の環境資源を協業して管理しようとする外部主体ではなく、余暇を利用し娯楽サービスを楽しみに来た消費者にすぎない。かつての大室山の山焼きは、池区周辺の集落との共同で行われていた。しかし、茅の利用価値が低下するに従って、他の集落からの協力が得られなくなり、現在では池区民のみで行っている。これもライフスタイルの変化やエネルギー革命や生産技術の発展という経済社会の近代化の中で、環境資源の価値の低下が招いた結果である。現代社会では、高村[2009]

が指摘するように「第一次産業の衰退によってコモンズが衰退しているのが現状であって、コモンズの過剰利用よりも、その維持管理コストを誰が負担するのかというのが課題である」。池区では伝統的コモンズの慣行行事を娯楽サービスとして変化させ、観光客に大室山の管理コストの一部を負担させたのである。「コモンズで楽しむ」という環境民俗学的遊戯論は、コモンズの担い手不足を解消するための、1つの有効な手段なのかもしれない。伝統的コモンズの管理・利用は在地の知に基づき、構成員が排他的に行うという、既存のコモンズ論の資源管理における定説とは異なり、池区では外部社会の変化に呼応した形で内部のルールを変容させ、対応したのである。

V. おわりに

本稿では外部社会からの影響に対し、コモンズ内部ではどのような戦略を採ることができるのかを考察してきた。これまでのコモンズ論の到達点としてすでに、「協治戦略」と「抵抗戦略」が示されたが、これらの戦略とは異なる地域戦略が存在することを明らかにすることができた。いかに外部社会の変化に順応的に、コモンズ内部を変化することができるのか、そして外部社会の影響をなるべく最小限にとどめ、悪影響を表面化させないように、迅速にローカル・ルールを変更することができるのか、コモンズの衰退・崩壊を抑止する決め手であろう。

「協治戦略」や「抵抗戦略」のように明確な外部主体がおらず、急激にはなく少しずつコモンズ内部に影響を与える様々な外部社会の変化は、所与のものとして恭順的に受容し、その枠組み内でいかに対処していくかという点に「対応戦略」の特徴がある。

与えられた社会的枠組みに順応したかたちでの、コモンズの組織(団体性)、制度(ローカル・ルールの変容)、資源価値の変化をコモンズ内

部で意図的に行うことによって、外部社会に対応していこうとするものである。

今回、菅[2009]が示した「ネットワーク型コモンズ」から大きな示唆を得て、「対応戦略」を提唱するに至った。伝統的コモンズを機能別に分化し、その機能に適した組織(団体)・制度を現行法に即したかたちで新たに設立する。そして、その組織を新たなローカル・ルールによって有機的に結合するという、いわばネットワーク化するという技法である。菅は『コミュニティ型コモンズ』と『ネットワーク型コモンズ』は二者択一なのではなく、現代社会において、相互補完的に機能する共的な仕組みと考えられる(菅[2009: 233])という。そうであるならば、「対応戦略」が想定する、ネットワーク型コモンズの特性を利用することによって、「コミュニティ型コモンズ」である日本のコモンズを再生しようとする試みも、決して不可能なことではない。

我々はすでに、経済社会の近代化、グローバル化が進行し、高度に発展を遂げた市場経済社会の中で生活を営んでいる。また、鈴木[2009]が言うような「近代法的関係の浸透」により、個人主義が日常生活にまで浸透し、「アトム化された個人」を想定したコモンズ論の創生が急がれる。しかし、井上が主張する「協治戦略」を実行に移せるような理想的なコモンズはまだ数少なく、衰退する伝統的なコモンズの現状を維持しようと、その対策に苦慮している地域が多い。既存の慣習や伝統を色濃く残しつつも、市場経済や個人主義が蔓延した現代社会において、歴史性を有する既存のコモンズをどうすれば維持・再生できるかが論点となる。市場化・近代化・グローバル化のような現象に対して、既存のコモンズは協治することも抵抗することもできず、ただその経済社会変化を受け入れることしかできない。そのような現状において我々は、衰退・崩壊のシナリオを描くのでは

なく、その経済社会状況に適した組織(団体)・制度・資源へと「コモンズの内部を変革する」ことによって、現代社会に適応した形で再生を遂げる道を模索するべきではないだろうか。

本稿で提唱する「対応戦略」は「市場経済と

個人主義という社会的趨勢に『対応』する社会技法」(菅[2009: 233])であり、機能不全に陥ってしまったコモンズを維持・再生する際に取りうる具体的戦略の1つとなり得る可能性を大いに秘めているだろう⁽⁸⁾。

[謝辞]

本稿は科学研究費補助金・特定領域研究「持続可能な発展の重層的環境ガバナンス」における「グローバル時代のローカル・コモンズの管理」班(代表:室田武)の研究成果であるとともに、平成21年度採択日本生命財団研究助成「株式会社を利用した新たなコモンズ空間の創出」(代表:間宮陽介)の研究成果でもある。

また、現地調査の際には、静岡県伊東市池区の小川清雄氏(池区長兼池観光開発株式会社社長)、高橋義光氏(池区および池総有財産管理会監査役)、安立正義氏(池観光開発株式会社社長)には、長時間にわたり聞き取り調査にご協力頂き、非常に有意義な情報を提供して下さいました。皆さまのご協力がなければ、本稿は執筆できなかったであろう。ここに厚くお礼を申し上げます。

註

1. 井上は「開かれた地元主義」という表現からもわかるように、閉鎖的な伝統的コモンズは、市民社会という時代の要請に即して、地元住民の主権は保ちつつも、出来る限り「開く」べきであるとする立場である。
2. 「対応戦略をとるコモンズ」は、可能な限り現状維持を志向する。しかし、経済・社会の変容、外圧による変化が生じコモンズが制度疲労を起こした場合、引き続きコモンズとして機能するように、必要最小限の制度変化をするものである。したがって、閉鎖的な伝統的コモンズに対して、協治戦略が積極的に「開く」、抵抗戦略が積極的に「より閉じる」というのに対し、対応戦略は消極的に、恭順的に、対応するという差異がある。
3. 2009年3月に池区職員へ聞き取り調査した際の世帯数と人口。
4. 大室山の傾斜部は土壌の性質上(火山岩が主)、何度も同じ道を通ると大変崩れやすい。そのため現在では観光客などに対し、徒歩による入山を禁止している。
5. 例えば山梨県の身延町において、入会地だと認識されている土地に一般・産業廃棄物管理型最終処分場の建設計画が浮上した。その土地は、集落代表者3名の記名共有による登記が行われていたのだが、その代表者(共有者)が、他の住民(入会権者)の同意を得ず、勝手に土地を売却する手続きをとってしまったことを起因とし、裁判が起こった事例である。詳細については、嶋田・齋藤[2007]ならびに廣川・泉[2010]を参照のこと。
6. 池区民が居住する町内会は、登組・中町・中組・下里組・大畑組・片倉組の6つが存在し、各組1人ずつ(株)池観光開発に取締役を出している。
のぼりぐみ なかまち なかくみ しもさとぐみ おおはたぐみ かたくらぐみ
7. 財産区制度には様々な解釈が存在し、多くは所管する市町村の担当者の裁量が極めて高く反映される。豊田市のように稲武の財産区について、歴史的な経緯や伝統的コモンズの実態を理解していない者が担当者となった場合、このような紛争が生じることも考えられる。
8. 池区の取り組みも池システムの創設当時から、システムが円滑に機能していたわけではない、総有財産をめぐるコモンズ内部での対立や、シャボテン公園の経営不振、区長選出の方法、別荘地の住民との関係など、

その都度、池区民全員で話し合う機会を設け、対処してきたのである。失敗しながら、その際最適な選択肢を選ぶことが、持続的なコモンズ形成のためには必要である。

文献

- David, Feeny and Fikret, Berkes et al. (1998) “The Tragedy of the Commons: Twenty-Two Years Later,” in John A. Baden and Douglas S. Noonan (ed.), *Managing the Commons*, Indiana University Press, 76-94.
- Elinor, Ostrom (1990) *Governing the Commons : The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge University Press.
- 福地俊雄 (1965) 「法人に非ざる社団の成立要件・資産の帰属」『民商法雑誌』52(5): 733-742.
- 廣川祐司・泉留維 (2010) 「速報 山梨県身延町入会権不存在確認請求訴訟判決報告」『Local Commons』(12): 2-3.
- 星野英一 (1979) 「いわゆる権利能力なき社団にあるとされた事例：権利能力なき社団の要件」『法学協会雑誌』96(1): 107-114.
- 池郷土史編集委員会(編) (1985) 『私たちの郷土 池の歴史』伊東市池区.
- 池郷土誌研究委員会(編) (2004) 『ふるさと 池の郷土誌』伊東市池区.
- 井上真・宮内泰介(編) (2001) 『コモンズの社会学』新曜社.
- 井上真 (2004) 『コモンズの思想を求めて：カリマンタンの森で考える』岩波書店.
- (編) (2008) 『コモンズ論の挑戦』新曜社.
- (2009) 「自然資源『協治』の設計指針：ローカルからグローバルへ」室田武(編) 『グローバル時代のローカル・コモンズ』ミネルヴァ書房, 3-25.
- 三俣学・森元早苗・室田武(編) (2008) 『コモンズ研究のフロンティア』東京大学出版会.
- 三俣学 (2009) 『『グローバル時代のコモンズ管理』の到達点と課題』室田武(編) 『グローバル時代のローカル・コモンズ』ミネルヴァ書房, 263-275.
- 三俣学・齋藤暖生 (2010) 「環境資源管理の協治戦略と抵抗戦略に関する一試論：行政の硬直的対応下にある豊田市稲武13財産区の事例から」『商大論集』61(2/3): 151-178.
- 三俣学・菅豊・井上真(編) (2010) 『ローカル・コモンズの可能性』ミネルヴァ書房.
- 三輪大介 (2009a) 「入会制度における環境保全機能の実証的研究：沖縄県国頭村及び鹿児島県瀬戸内町における入会係争を事例として」『環境経済・政策研究』2(2): 64-75.
- 三輪大介 (2009b) 「共同漁業権とコモンズ：山口県上関町原子力発電所建設問題に関する裁判事例から」室田武(編) 『グローバル時代のローカル・コモンズ』ミネルヴァ書房, 124-146.
- 三輪大介・三俣学 (2010) 「コモンズを守り活かす戦略に関する一考察」『商大論集』61(2/3): 1-32.
- 間宮陽介 (2002) 「コモンズと資源・環境問題」佐和隆光・植田和弘編 『環境の経済理論』岩波書店, 181-208.
- 森泉章 (2004) 『新・法人法入門』有斐閣.
- 室田武・三俣学 (2004) 『入会林野とコモンズ』日本評論社.
- 室田武 (2008) 「瀬戸内海北岸における入会地、神社有地、漁業権の危機：上関原発計画をめぐる司法判断の批判的検討」『経済学論叢』60(3): 283-319.
- 大野正道・コンパッソ税理士法人(編) (2008) 『会社法創設と中小会社への影響：非公開会社法のやさしい解説』財経詳報社.

- 大野正道(編)(2010)「非公開会社法原理：最新会社法Ⅱ」北樹出版.
- 酒巻俊雄(1973)『閉鎖的会社の法理と立法：会社法制論序説』日本評論社.
- 嶋田大作・齋藤暖生(2007)「山梨県身延町現地調査報告：環境保全の砦としての里道・青線」『Local Commons』(3): 6-8.
- 嶋田大作(2008)「伝統的森林コモンズの現代的変容：京都市右京区山国地区塔の共有林管理を事例に」『林業経済』61(5): 1-15.
- 菅豊(2006)『川はだれのものか：人と環境の民俗学』吉川弘文館.
- (2008)「環境民俗学は所有と利用をどう考えるか：資源所有論」山泰幸・川田牧人・古川彰(編)『環境民俗学：新しいフィールド学へ』昭和堂, 109-135.
- (2009)「中国の伝統的コモンズの現代的含意」室田武(編)『グローバル時代のローカル・コモンズ』ミネルヴァ書房, 215-236.
- 鈴木龍也(2006)「コモンズとしての入会」鈴木龍也・富野暉一郎(編)『コモンズ論再考』晃洋書房, 221-252.
- 鈴木龍也(2010)「土地利用のガバナンスにおけるコモンズの意義：法的視点から」『コモンズと現代(シンポジウム講演録報告書)』18-28.
- 高村学人(2009)「コモンズ研究のための法概念の再定位：社会諸科学との協働を志向して」『社会科学研究』60(5/6): 81-116.

Local Strategy Adjusted for Social Change: For the Sustainable Management and Use of Communal Property.

HIROKAWA Yuji

This article discusses how the members with commons should cope with such encroaching changes from outside as globalization, market economization and a modern legal relationship. As the achievement of existing studies on commons, two strategies have been proposed which the members should take; one is “Collaborative Approach”, which is brought forward by Makoto Inoue and the other is “Resistant Approach” by Gaku Mimata et al. This article examines these two strategies with presenting the feasibility and limits of them. Then I advocate the possibility of another strategy other than those above as the third one called “Adjustive Approach”. In order to clarify concrete images of this approach, a case in Ike ward, Ito City, Shizuoka Prefecture is addressed. Members in Ike ward, who are in charge of managing and utilizing of commons, has founded a stock company and a corporate association (association without right capacity). They instituted some local rules anew so as to alleviate negative effects resulting from taking institutions of stock company. The local rules overcome the weak points of positive laws and local rules by combining them in use and construct a complementary relationship on institutions. The commons in Ike ward is still functioning successfully in today’s society and “Adjustive Approach” is the most feasible strategy for now in order that members with commons may maintain and re-function them.